

本書の主な項目の説明

1 「地質」

第1種：岩盤、礫、砂礫質その他主として第三紀以前の物質によって構成されているもの

第2種：砂礫層、砂混じりの礫粘土質、ローム層その他主として洪積層から構成されているもの

第3種：第1種、第2種及び第4種に属さないもの

第4種：軟弱地盤と称せられるもの

A. 腐葉土、泥土その他これに類するもので構成されている沖積層（盛土がある場合はこれを沖積層に含める）

B. 湖沼、沢など埋め立てた土地であって、ごみ、泥土その他これに類するもので地盤の厚さが概ね3m以下であり、かつこれで埋め立てられてから概ね30年を経過していないもの

※第1種が地盤の強度が最も高く、重い構造物の支持地盤として適当である。

2 「N値」

・地盤の硬軟・締まりの程度を表す相対的な指数で、0～50以上の値をとる。数値が高いほど地盤の強度が高く、構造物の支持力が大きい。

3 「排水条件」

A種：公共下水道、流域下水道、都市下水路又は特定公共下水道に排出

B種：漁業補償の済んだ海面に排出及び悪水路（排出専用河川）に排出

C種：漁業補償の済んでいない海、大河川又は農業排水路に排出

D種：小河川でそれも大河川になる前に下流で農業用水等に利用しているものに排出

E種：上水道水源の上流等、D種以上に排水に関して条件が厳しいもの

※A種が最も排水に関する条件がゆるやかで、この順でより厳しくなる。

4 「交通」

・空港、港湾、道路等までの所要時間は車利用による夏期の平均的な時間。

5 「インターネット」

・光通信及びADSLが整備されている場合に該当するものを掲載した。

6 「地域開発法」

・地域開発法の主なものを略称で掲載した。正式名称は次のとおり。

農 工 法：農村地域工業等導入促進法

過 疎 法：過疎地域自立促進特別措置法

半 島 法：半島振興法

地 方 拠 点 法：地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律

新事業活動促進法：中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律（旧称：中小企業経営革新支援法）

旧新事業創出促進法

旧高度技術工業集積地域開発促進法（テクノポリス法）

旧地域産業の高度化に寄与する特定事業の集積の促進に関する法律（頭脳立地法）

原子力発電施設等周辺地域：原子力発電施設等周辺地域企業立地支援事業対象市町村

本書の巻末に、北海道の立地企業への優遇措置等を掲載しています。